

平成28年度北九州市食品衛生監視指導計画  
～平成27年度計画からの主な変更点～

項目	変更点
食品表示に関する情報交換等 【3ページ】	食品表示法の品質事項に関する事項を追記しました。
ノロウイルス食中毒予防対策事業 【8ページ】	ノロウイルスによる食中毒・感染症が年間を通して発生しているため、事業の実施期間を通年とし、9月～3月を重点実施期間としました。また、正しい手洗い方法や消毒方法の普及啓発をより強化することとします。
魚介類等の衛生対策事業 【10ページ】	平成27年も寄生虫による食中毒が発生していることから、寿司屋などの飲食店や魚介類販売業者には周知を徹底することを追記しました。
加工食品等の安全性確保事業 【11ページ】	食品表示法の施行に伴い、生鮮食品が対象食品に追加され、生鮮食品の表示については、新表示基準猶予期間が平成28年9月までとなるため、重点的に監視指導を行うことを追記しました。
年末一斉取締り 【12ページ】	冬季に多発するノロウイルス食中毒対策として、病院や弁当・仕出し店等の大量調理施設に対する監視指導を行うことを追記しました。